

平成 25 年度健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 26 年 7 月 25 日から平成 26 年 8 月 5 日まで

第 3 審査の方法

この健全化判断比率審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に基づきいずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

健全化判断比率	平成 25 年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	12.74	20.00
② 連結実質赤字比率	—	17.74	30.00
③ 実質公債費比率	11.8	25.0	35.0
④ 将来負担比率	145.1	350.0	

(注) ①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率の「—」は赤字が生じていないことを示す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成 25 年度の一般会計等の実質赤字比率は△2.02%であり、実質収支は黒字である。

② 連結実質赤字比率について

平成 25 年度の連結実質赤字比率は△30.71%であり、連結実質収支は黒字である。

③ 実質公債費比率について

平成 25 年度の実質公債費比率は 11.8%となるが、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

また、平成 24 年度の実質公債費比率 12.1%と比較すると 0.3 ポイント改善している。

④ 将来負担比率について

平成 25 年度の将来負担比率は 145.1%となるが、早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

また、平成 24 年度の将来負担比率 156.6%と比較すると 11.5 ポイント改善している。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 25 年度資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 26 年 7 月 25 日から平成 26 年 8 月 5 日まで

第 3 審査の方法

この資金不足比率審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に基づきいずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

会 計 の 名 称	平成 25 年度資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	
簡易水道事業特別会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

(注) 資金不足比率の「—」は資金不足額が生じていないことを示す。

(2) 個別意見

水道事業会計、病院事業会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計については平成 25 年度の資金不足額はない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。